

ボランティア市民活動推進協議会について

1. 推進協議会の目的

時代の変遷とともに個人の価値観が多様化し、生活に対するニーズも大きく変化してきています。また、地域社会の抱える課題も多様化し、公平性を追求する画一的な行政活動は限界に近づいています。

そのような中で、真に豊かに暮らせる活力ある地域社会を築いていくためには、市民一人ひとりが、自主的な意志により知恵や力を出し合い、地域で助け合いながら、地域の課題解決に取り組み、支え合っていくことが求められています。

なかでも、ボランティアなどの市民活動は、公的サービスではできない独自性のある柔軟なサービスを提供するとともに、まちづくりへの市民参加、市民と行政の協働社会を築く活動として大変期待されています。

今後、こういった活動を活発にしていくためには市民一人ひとりが、積極的にボランティア市民活動に参加できる環境を整備し、市民と行政が協働してまちづくりを進めていくための仕組みをつくることが必要不可欠であると考えられます。

ボランティア市民活動推進協議会は、市民一人ひとりがまちづくりの一員として積極的にボランティア市民活動に参加し、市民と市の協働を中心とした市民全体で支え合う活力ある豊かなまちづくりを推進するため、また、市民参加や市民と行政の「協働」を進めていく中で必要なルールや方策などを協議するために設置されたものです。

2. 協議会の任務（ボランティア市民活動推進条例第18条より）

- (1) ボランティア市民活動推進計画の策定又は改定に関すること
- (2) ボランティア市民活動推進計画の推進に関すること
- (3) ボランティア市民活動センターに関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3. 委員の任期 2年（平成29年7月1日～平成31年6月30日）